

平成25年度 使用料・手数料見直しについて

1 新設の使用料・手数料(主なもの)

(1) 使用料

名 称	摘 要
行政財産使用料	再生可能エネルギーの導入促進を図るため、行政財産である建物の屋根等に太陽光発電設備を設置する場合の使用料を新設する。 ・使用料の額 使用許可を受ける者と知事が協議して定める額
道路占用料	太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波避難施設を設置する場合の道路占用料を新設する。 ・太陽光発電設備及び風力発電設備 1㎡当たり年 1,155円ほか ・津波避難施設 1㎡当たり年 近傍類似の土地の時価に0.02625を乗じて得た額ほか

(2) 手数料

名 称	摘 要
低炭素建築物等計画認定等手数料(※)	低炭素建築物の新築等に関する計画の認定等に関する事務について、手数料を新設する。 (計画認定手数料) ・住宅の部分 4,000円～548,000円 ・共用部分 9,000円～469,000円 ・住宅以外の部分 9,000円～841,000円 ほか
アネロイド型圧力計検査手数料(※)	アネロイド型圧力計の検定に係る事務について、手数料を新設する。 ・1件につき 90円
魚類に係る疾病の検査手数料(※)	ヒラメに係るクドア・セプトンブクタータ検査について、手数料を新設する。 ・PCR検査(種苗検査) 1回につき 19,900円 ・検鏡検査(養殖魚出荷前検査) 1回につき 15,700円
保育士試験に合格したことを証する書類の再交付手数料	保育士資格証明書等の事実の証明を行う事務について、手数料を新設する。 ・1件につき 650円
家畜防疫手数料	家畜の検査のうち、ヨーネ病のリアルタイムPCR検査について、手数料を新設する。 ・1件につき 2,390円

2 その他の改正(主なもの)

(1) 使用料

名 称	摘 要
高等学校専攻科授業料	県立高等学校に設置されている専攻科を廃止することに伴い、専攻科授業料等を廃止する。

(2) 手数料

名 称	摘 要
風俗営業関係手数料	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の改正により、風俗営業の許可等の事務に係る手数料の標準とすべき額が改定されたことに伴い、これらの手数料の額を改める。

3 見直し影響額

区 分	影 響 額
新設のもの	1,802 千円
単価改定によるもの	△ 22,951 千円
合 計	△ 21,149 千円

(※) 平成24年11月議会において既に改正し、平成25年4月1日適用のもの